



発行 真宗大谷派 高山教務所  
 発行者 大町慶華  
 〒506-0857 高山市鉄砲町6番地  
 ☎(0577)32-0776  
 \*毎月20日発行 50,000部  
 三市一郡無料配布  
 印刷 山部印刷株式会社

# 念じられ 照らされて

## よき人をおして

藤本愛吉



〈略歴〉  
 一九四七年生まれ。  
 元大谷専修学院指導主事。  
 三重教区中勢二組正實寺住職。

「よき人を賜われれば  
 仏道は半分成就する」  
 (安田理深)

この言葉を何度か何度も反芻するこのごろです。よき人に出会うことほど尊いことはない、つくづく思います。私にとつて、よき人(念仏者)との出会いは、私をその方の立っていらつしやる世界へと歩ませるはたらきとしてありました。

自分にもどることはできなくなりました。その方の立っている世界への憧れに対して、私のその時の思いは「憧れつつ怖れる」といった感じでした。憧れつつも、その方に私のありようを否定されるのが怖ろしくなつて、遠くから自分の力でその方と同じ目覚めを得たいという思いで、仏教書、宗教誌を読む生活になりました。

年程経たぬ時、(三十六歳頃でしたか)いつものように、ふと広げて読んだ宗教誌の一文に強く心をひかれました。私と同じようにその方の講義を受けていた、沖縄からいられていた女性が、講義を受けての感想を書いておられました。

何度も読んで、心に残っていた文ではありましたが、その時はこの文の「目覚めずに生涯をおえることは、人間にとつてどんなにかみじめである」という中の「人間が「自分」として迫ってきた。その時に次の言葉も想い起こされてきました。

願わくは深く無常を念じて、いたずらに後悔を貽すことなかれ  
 (『教行信証(行巻)』)

人は仏法——「真実は阿弥陀如来の御ころなり」「一念多念文意」という真実に遇うことなくしては、本音の意味で「これでよし」と言えないのですよ、と言われているような気がして、決断を問われました。

私の暮らしを振り返る  
 益田組 桂林教会  
 日野 益良

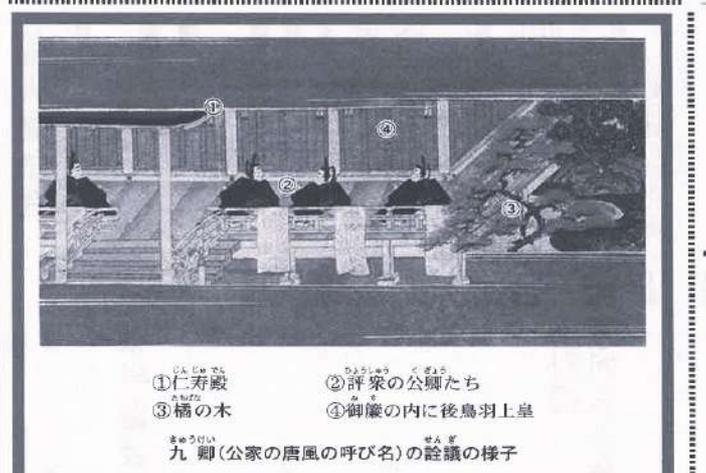
東井義雄先生の詩に  
 「欲望の主人公」

テレビをもつと見ていたい／人よりよけい楽がしたい／食いたい 飲みたい／そういう欲望のままにしか／生きられない人があつた／そういう人を「欲望の奴隷」という／欲望にブレーキをかけたり／もつと美しい質の高い欲望に／高めることのできる／「欲望の主人公」になりたい

私の暮らしは、「欲望の奴隷」「欲望の主人公」さて、どちらでしょうか。常に自己を中心に置いて都合良い間は当たり前にし、少しでも都合に合わなければ不平を言い、相手を責め、愚痴言うそんな自分の姿にうんざりする。

親鸞聖人絵伝下巻第一「九卿詮議」  
 興福寺の訴えに対し、朝廷は対応に苦慮しました。法然上人はたいそう智徳があり後鳥羽上皇や女院、前関白九条兼実など朝廷の人びとの崇敬を集めていたからです。関白九条良経や蔵人頭三条長兼などの藤原氏一門は、氏寺でもある興福寺との板挟みとなりました。穏便な決着を願う上皇は、当初、専修念仏への処断を留保していました。

ところが、同年十二月、上皇の熊野行幸の留守中に、法然上人門弟の住蓮房と安樂房が別時念仏の折、上皇に無断で女御鈴虫と松虫姉妹を出家させてしまいました。これをきつかけに、上皇は一二〇七(建永二年)二月二十八日、専修念仏停止の院宣を出しました。女御を出家させた住蓮房と安樂房、外にも善純房、性願房の四名が死罪、法然上人および親鸞聖人など合わせて八名が流罪に処せられました。



①仁寿殿 ②評衆の公卿たち ③橘の木 ④御座の内に後鳥羽上皇  
 九卿(公家の唐風の呼び名)の詮議の様子

「住生は心にあり、成佛は身にある」  
 我輩深先生のお言葉を味わつて行きたい。

「ひだご坊」は毎月20日に発行されます。

☎テレホン法話(0577)(34) 2313 ☎2月21日〜29日...松本大輔主計 ☎3月1日〜10日...白尾匠氏 ☎3月11日〜20日...畑亮氏  
 ◎宗教トラブル相談窓口(0577)7132-1076◎

『惠信尼消息』は、一九二一(大正十)年十月、京都の西本願寺の宝蔵から、真宗史学者であった鷲尾教澤氏によって発見された書状である。越後に住む惠信尼が、京都にいる末娘の覚信尼に宛てて書き送ったものである。覚信尼の子の覚恵、その子覚如が見たと書き留めているので、発見と言っても、大切に仕舞われたために誰も見る事がなくなり、ついには忘れ去られてしまった手紙といったほうがよい。明治時代、公の文書や公家の日記にも記されていないという理由で、親鸞という人は実はいなかったのではないかと、『親鸞抹殺論』が、本気で考えられていた時に、この書状が発見されたことで、その実在を証明したことは有名な話である。鎌倉時代の母から娘に送った自筆の私信が、現存すること自体が貴重であるというところで、一九七五(昭和五十)年『惠信尼自筆書状類覚信尼宛(十通)』として国の重要文化財に指定されている。

この書状は、全部で十通あり、一五六(建長八)年から一五六八(文永五)年までの十二年間にわたっている。惠信尼が七十五歳から八十七歳の間、惠信尼四十三歳の子である覚信尼が三十三歳から四十五歳までの手紙ということになる。今は、この十通がまとめられ、他に音読仮名書きの『大無量寿経』上巻の一部長短五紙を含めて、『惠信尼文書』という一つの巻き物になって保管されている。なお、音読仮名書きというのは、『大經』の經典の文字を写経したの



い。今でも読み取れない部分がある。第五通のみ、特別大きな紙を二つに折って横長にし、表と裏に続けて書かれている。それが開かれた状態で表具されているので、上下逆さまの二段の書状になっている。その特異な形態を注意する必要がある。第三通と第十通は、四紙にわたる長文で、第七通と第十通は、文末が欠けた状態になっている。元号の年月日と、署名または花押が書かれているものは、第一・第二・第五通で、第二通は署名と花押が揃っている。他にも教簡所に花押が置かれている。花

- 押とは今でいう判のようなもので特別大切な証文などに書かれるものである。日記を付けていることと合わせて、花押を持っていること自体が、惠信尼の育ちを伺わせている。因みに第四・第八通には、別筆で元号と干支が記されている。惠信尼が覚信尼に対して、十三年間で十通しか発信しなかったと見るのは考えにくいように思う。その発信の年と書状を示すと左記のようになる。
- 一五六六(建長八)年 第一・第二通(別の日付)
  - 一五六三(弘長三)年 第三・第四・第五・第六通(同じ日付か)
  - 一五六四(文永一)年 第七・第八通(別の日付)
  - 一五六七(文永四)年 第九通
  - 一五六八(文永五)年 第十通

系図

親鸞

覚信尼 — 覚恵 — 覚如

「おと、しそのようは申て」と第二通等にある文面から、十通以外の書状の存在が知られる。では何故この十通だけが残ったのか。それは単なる「私信」というものではなかったからである。惠信尼が示した「証文」という性格を持った書状であるが故に、覚信尼は特に選んで、この十通を大切に後の人に遺そうとしたのである。

### 春の彼岸会・永代経法要

3月17日(土)～23日(金)  
午後1時から勤行・法話

17日(土)	岩三	佐島	幾多	代間	氏(浄永寺坊守)
18日(日)	三	島	多	間	氏(真蓮寺住職)
19日(月)	四	衛	亮	亮	氏(不遠寺住職)
20日(火)	大	町	華	人	氏(賢誓寺住職)
21日(水)	江	馬	雅	人	氏(常德寺住職)
22日(木)	高	島	外	成	氏(蓮徳寺住職)
23日(金)	三	本	昌	之	氏

### 飛驒話所の歴史に学ぶ 京都・金沢の旅

期日 4月1日(日)から2日(月)  
行先 京都東本願寺「春の法要」に参拝します。  
宿泊 飛驒話所(東本願寺前)  
参加費 17,000円  
定員 20名(定員になり次第締切)  
※お申込は高山教務所(32-0776)まで